

## はじめに

わが国では、急激な少子高齢化の進展により、平成 27 年には国民の 4 人に 1 人が高齢者になると予想されていますが、田辺市では、平成 17 年の国勢調査において、すでに高齢化率が 25% を超え、国より 10 年早く、高齢化が進んでいる状況にあります。

田辺市では、こうした高齢社会に対応するとともに、合併後のまちづくりの指針として、平成 19 年 3 月に「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」を基本理念とした第 1 次田辺市総合計画を策定しました。

その総合計画の柱のひとつである「安心して暮せるまち」では、高齢者がいきいきと暮し、障害者が安心して暮し、子育てを支え、そして地域福祉をはぐくむまちづくりを進める施策のひとつとしてバリアフリーの推進をあげています。

田辺市バリアフリー基本構想は、そのバリアフリーの推進を具体化するものであり、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、年齢や障害の有無に関係なく、すべての市民が快適で安心して暮せるまちづくりをめざすものです。

今後は、この基本構想に基づき、公共交通事業者や道路管理者、公安委員会、その他の関係者と連携し、ハード、ソフト、両面からのバリアフリー化に向け、積極的に取り組んでまいりますので、市民の皆様方のご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、この基本構想の策定にあたり、大変なご尽力を賜りました田辺市バリアフリー基本構想策定協議会の皆様方をはじめ、アンケート調査やヒアリング調査、現地調査等を通して、貴重なご意見を賜りました市民の皆様方並びに関係の皆様方に心からお礼を申し上げます。

平成 20 年 3 月

田辺市長 真 砂 充 敏

## 第 1 章 バリアフリー基本構想の策定にあたって

### 1-1. バリアフリー基本構想策定の背景と目的

#### 1. バリアフリー基本構想策定の背景

わが国では、平成 6 年に高齢化率が 14%を超え、平成 27 年には国民の 4 人に 1 人が、平成 47 年には 3 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者となると予測されています。

平成 13 年に閣議決定された「高齢社会対策大綱」では、高齢者等すべての人が安全・安心に生活し、社会参加できるよう、自宅から交通機関、まちなかまでハード・ソフト両面にわたり連続したバリアフリー環境の整備を推進するため、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの総合的な推進を掲げています。

また、わが国の在宅の障害者数(注 1)は、身体障害、知的障害及び精神障害をあわせると約 643 万人と推計され、その数は増加する傾向にあります。発達障害については、これまで、全国的な調査がなくその数は公表されていませんが、田辺市で実施している発達障害相談には多くの相談が寄せられていることから、生活支援を必要としている多くの発達障害者がいることが推測されます。

平成 14 年に策定された国の「障害者基本計画」では、障害者は社会の対等な構成員として人権を尊重されることから、障害者の社会への参加や参画を実質的なものとするために、活動を制限し社会への参加を制約している諸要因を除去することを求め、ユニバーサルデザインの観点から、すべての人にとって生活しやすいまちづくりを推進するとしています。

そのような中で、高齢者や障害者等の不特定多数が利用する建築物や公共交通機関をバリアフリー化することを目的とする「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(通称:ハートビル法)」(平成 6 年)や「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(通称:交通バリアフリー法)」(平成 12 年)が施行され、バリアフリーのまちづくりが全国各地で進められるようになりました。

平成 18 年 12 月 20 日には、この 2 つの法律を一本化する法律として、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(以下「バリアフリー新法」という。)が施行され、バリアフリー化を求める施設が道路や都市公園等にまで広げられたことにより、建築物と駅などの旅客施設をつなぐ経路(道路等)を含めた重点整備地区内の一体的な整備方針を示すことが可能となりました。

(注 1)平成 19 年版障害者白書より

在宅の障害者数は、身体障害児・者が約 333 万人(厚生労働省「身体障害児・者実態調査」平成 13 年)、知的障害児・者が約 42 万人(厚生労働省「知的障害児(者)実態調査」平成 17 年)、精神障害者が約 268 万人(厚生労働省「患者調査」平成 17 年)

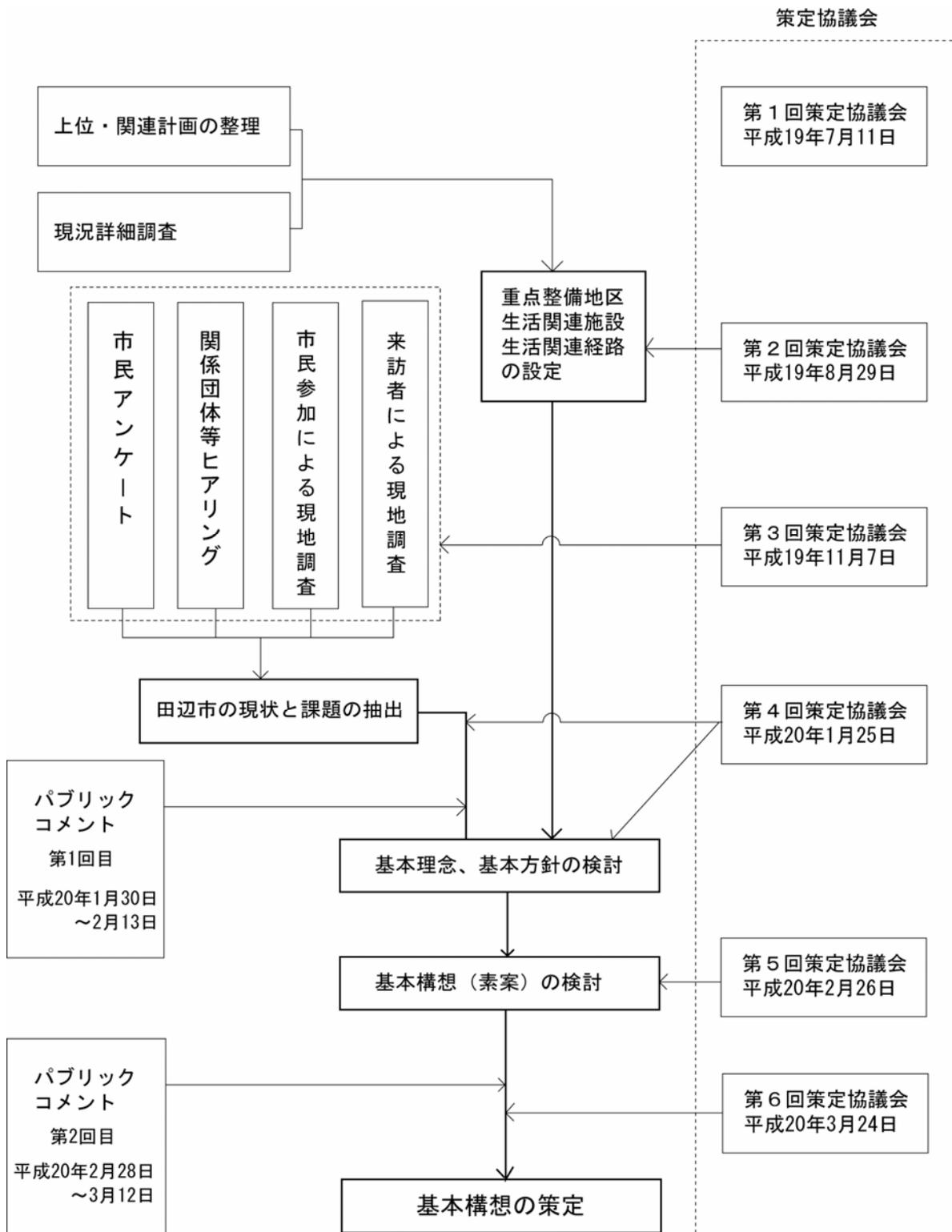
### 2. バリアフリー基本計画策定の目的

田辺市でも、全国的な流れを受け、市民のニーズに対応したバリアフリーのまちづくりが課題となっています。「第 1 次田辺市総合計画」をはじめとする各種計画では、一人ひとりが住み慣れた地域や家庭の中で共に助け合い、安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進するために、バリアフリー化に取り組むことを掲げており、この具体化のひとつとして、バリアフリー新法に基づく田辺市バリアフリー基本構想を作成するものです。

この基本構想は、田辺市がバリアフリー化を進める際に抱えている重点整備地区内の問題や課題を明らかにし、バリアフリー化を推進するための理念及び方針を定め、バリアフリー化に向けた実施すべき事業等を示します。

## 1-2. バリアフリー基本構想策定の流れ

田辺市バリアフリー基本構想の策定の流れは次のとおりです。

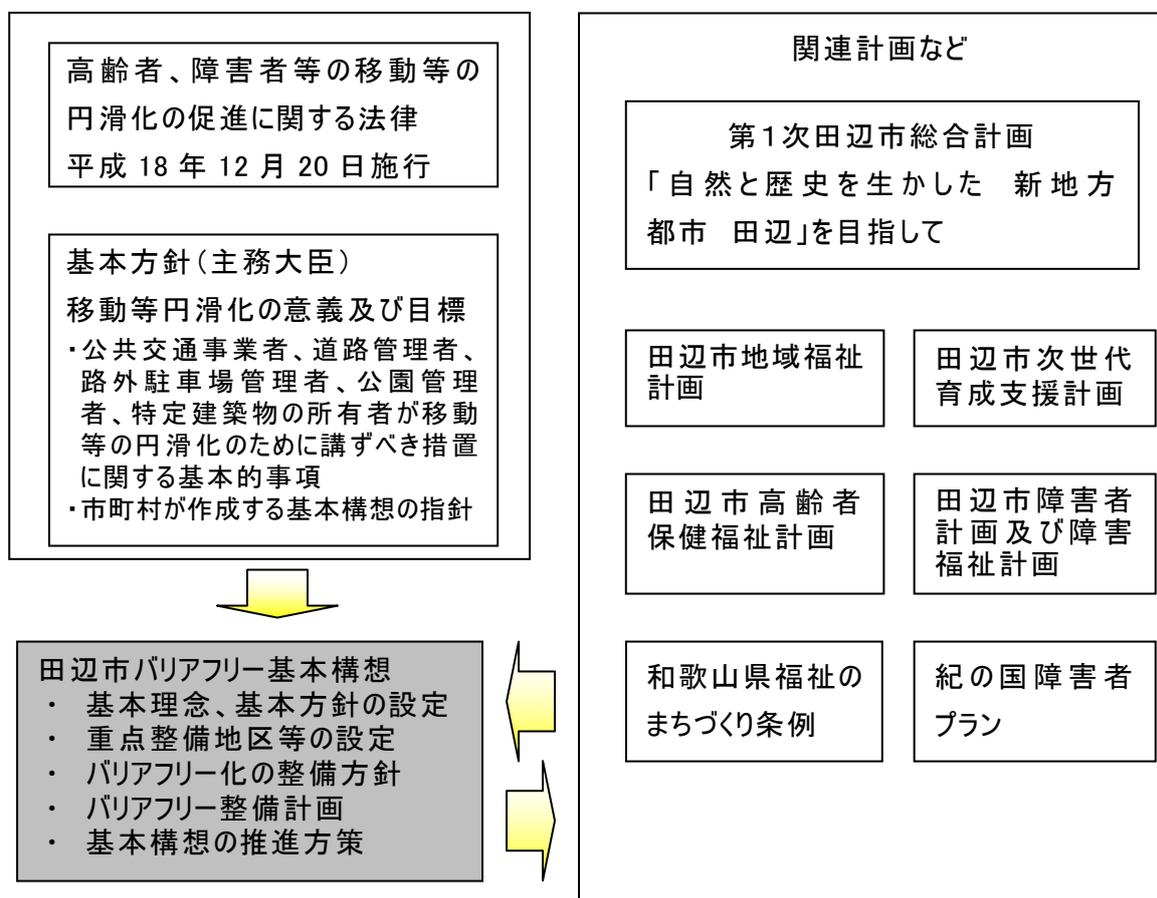


### 1-3. バリアフリー基本構想の位置づけ

田辺市バリアフリー基本構想は、バリアフリー新法及び関連する法令や上位計画に基づき作成するもので、ノーマライゼーション社会の実現のための理念や方針を定め、市民の理解や協力のもと、重点整備地区内のバリアフリーに関する事業等の実施によりまちづくりを進める内容とします。

基本構想に記載する特定事業及びその他の事業は、移動等円滑化のために必要な①公共交通移動等円滑化基準、②道路移動等円滑化基準、③建築物移動等円滑化誘導基準並びに和歌山県福祉のまちづくり条例に従った基本構想とします。

また、建築物をはじめ公共交通機関、駅舎、道路、公衆便所、交通施設（信号機など）など多くの施設が対象になることから、基本構想の策定にあたっては、庁内の関係課との調整や関係機関との連携が図られた内容とします。





## 2. 「バリアフリー新法」に基づくバリアフリー基本構想について

### (1) 基本構想に定める項目

バリアフリー新法では、市町村は、市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る各種事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本構想を作成することができるとしています。

基本構想に定めるべき事項は、次のとおりとなっています。

- ・重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針
- ・重点整備地区の位置及び区域
- ・生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項
- ・移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する事項
- ・上記事業に併せて実施する各種事業に関する事項やその他必要な事項

### (2) 重点整備地区について

バリアフリー新法では、重点整備地区について、概ね 400ha(2 km四方)未満の地区で、生活関連施設のうち旅客施設や特別特定建築物が概ね 3 以上存在し、施設等相互間の移動が通常徒歩であることが見込まれるとともに、重点的かつ一体的な移動等円滑化を図るための事業を実施する必要があると認められる地区としています。

### (3) 生活関連施設と生活関連経路について

生活関連施設とは、重点整備地区内にあり、高齢者、障害者等が相当数利用する旅客施設、官公庁施設及び福祉施設等をいいます。

また、生活関連経路とは、この生活関連施設相互間を結ぶ道路、駅前広場等をいいます。

### (4) 特定事業について

特定事業とは、バリアフリー化のために実施される事業のうち、「バリアフリー新法」に定められている事業をいいます。特定事業には、公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業及び交通安全特定事業があり、それ以外のバリアフリーの事業はその他の事業として位置づけられています。

## 1-5. 田辺市における関連計画について

基本構想の策定に係る田辺市の関連計画には、次のようなものがあります。

法 律	内 容
<p>第1次田辺市総合計画 (平成19年3月策定)</p>	<p>「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」を基本理念に、「自然と歴史を生かした 新地方都市 田辺」を将来像と定めました。</p> <p>福祉施策として、市民一人ひとりが住み慣れた地域や家庭の中で、共に助け合い、安心して暮らせる福祉のまちづくりを進めるため、保健福祉サービスの充実を図るとともに、地域住民、福祉関係活動者と行政の協働によって、ともに生きる「支えあいのふるさと」の実現を目指した、地域福祉活動を推進します。また、ノーマライゼーションの理念を実現するため、あらゆる面でのバリアフリー（障壁のない社会）を推進することを基本方針に据え、バリアフリーの推進に向けた取り組みを展開します。</p> <p><b>○バリアフリーの推進</b></p> <p>①心のバリアフリーの推進 心のバリアフリーの推進に向け、学校や地域などあらゆる機会を通じて、教育・啓発活動に取り組む。</p> <p>②公共施設等のバリアフリーの推進 高齢者や障害者等が暮らしやすい地域社会はすべての人々にとっても暮らしやすい地域社会であるとの認識のもと、ユニバーサルデザインの理念や「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、「和歌山県福祉のまちづくり条例」などに基づき、公共施設等のバリアフリー化の推進に取り組む。</p>
<p>田辺市地域福祉計画 (平成19年3月策定)</p>	<p>計画の基本理念を、「しあわせづくり・コミュニティづくり」に向けて「しあわせは 隣近所の 笑い声」とし、「たなべあんしんネットワークの構築」を基本目標に掲げている。</p> <p><b>基本目標を達成するための基本方策</b></p> <p>①福祉課題発見の仕組みづくりと相談体制の整備 ②地域福祉のサービス活動の整備・拡充とネットワークづくり ③権利擁護の仕組みづくり ④福祉を支えるひとづくり ⑤福祉のまちづくり</p> <p><b>○ユニバーサルデザイン化の推進</b> 高齢者や障害のある人のみならず、すべての住民が不自由なく、より快適な生活を送ることができるようバリアフリー及びユニバーサルデザイン化を推進していきます。</p>

法 律	内 容
<p>田辺市次世代育成支援 行動計画 (平成 17 年 5 月策定)</p>	<p>「豊かな未来の創造に向け、子どもの健やかな成長をみんな で支える社会の醸成」を基本理念とし、以下の 4 つの基本 目標を掲げている。</p> <p>①子育て家庭をみんなで応援するまち ②子育てと社会参加が両立したまち ③子育てを楽しむ環境が整ったまち ④子どもが健康（すこやか）で安全に育つ安心できるまち</p> <p>○子育てバリアフリー化の推進</p> <p>①安全な道路環境の整備 通学路を中心として各種の交通安全施設の整備とともに、 段差の解消などにより安全、快適な道路環境整備を進めま す。</p> <p>②子育てバリアフリー化の推進 妊産婦から子ども連れをはじめとして、高齢者や障害者な どすべての人が安心して外出できるよう公共公益施設など で乳児のオムツ台や小児用トイレなどの子育て支援施設の 整備を促進します。</p>
<p>田辺市高齢者保健福祉 計画 2006 (平成 18 年度策定)</p>	<p>○基本理念 すべての高齢者が、人間としての尊厳をもって、生き生き と安心して生活することのできる社会の実現をめざします。 また、市民一人ひとりが自らの努力により生活習慣病を予防 し、介護を要する状態にならないようにするとともに、ひと り暮らし高齢者等が地域社会と関わりを持ち続けて生活す ることを支援する施策に取り組み、活力ある高齢社会の形成を めざします。</p> <p>○基本目標</p> <p>①高齢者の自己決定を尊重した施策の推進 ②活力ある高齢者像の構築（第二の現役世代） ③要援護高齢者対策の推進 ④地域支援体制の構築 ⑤ノーマライゼーションの理念の確立</p> <p>○やさしいまちづくりの推進—都市基盤の整備 高齢者・障害者の積極的な社会参加を促進し、快適かつ安心 できる日常生活を確保するためには、都市基盤の整備が必要 です。</p> <p>平成 8 年 10 月に制定された「和歌山県福祉のまちづくり条 例」及び同施行規則の整備基準に基づき公共的施設の整備が 行われていますが、今回、少子・高齢化の進展、ノーマライ ゼーションの理念の浸透、ユニバーサルデザインの考え方の普 及などにより同施行規則が改正されました。障害者用トイレ へのオストメイト対応設備や子育て支援設備の併設などユニ バーサルデザインの観点から公共的施設や道路環境の整備を 一層促進します。</p>

法 律	内 容
<p>田辺市障害者計画及び 障害福祉計画 (平成 19 年 3 月策定)</p>	<p><b>○計画の理念</b>  「だれもが安心を感じられる障害者福祉の実現」とし、以下のように定めています。  一般社会の中で障害のある人とない人が共に生きる社会が普通の社会であるという「ノーマライゼーション」と、障害があってもライフステージのすべての段階において社会経済的に普通の生活を営むことを保障できるよう支援する「リハビリテーション」の理念のもと、障害のある人もない人も、お互いの個性を認め合い尊重し、それぞれの役割と責任を持って共に社会の一員として、社会活動に参加し、安心して生活を送ることができる社会の実現に向けて施策の推進を図っていきます。</p> <p><b>○計画の視点</b>  ①社会のバリアフリー化の推進  ②障害の特性を踏まえた利用者本位の支援の展開  ③総合的かつ効果的な施策の推進  ④制度の一元化とサービス基盤の整備</p> <p><b>○福祉のまちづくりの推進</b>  (1)やさしいまちづくりの推進  ①やさしいまちづくりの推進  「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「和歌山県福祉のまちづくり条例」等の主旨に基づき、公共施設や民間建築物等について、誰にでもやさしい建築を推進します。  ②やさしいまちづくりの啓発  ・改正された「和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則」について、新制度の趣旨が浸透するよう市民啓発を図ります。  ・市民団体や障害者団体等が行う啓発活動と連携を図り、一体的な啓発活動を推進します。  ・段差や見通しの悪いところなどで障害のある人や高齢者等に対し、市民の誰もが自然に手助けすることができるよう、心のバリアフリーの浸透に努めます。</p> (2)生活環境の整備推進 ・改正された「和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則」の基準に基づき、公共施設へのスロープや障害者用トイレ、手すりの設置、歩道の段差解消、点字ブロックの敷設等の実施を継続し、快適な生活環境づくりに努めます。 ・都市公園をはじめとする市が管理する公園について、高齢者、障害のある人が利用しやすいよう、整備に努めます。

法 律	内 容
<p>田辺市障害者計画及び 障害福祉計画 (平成 19 年 3 月策定)</p>	<p>(3) 情報提供の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「声の広報」や「点字版広報田辺」、ラジオでの「田辺市広報タイム」等の充実を図り、視覚障害のある人への情報の提供に努めます。</li> <li>・録音図書や点字図書、点字情報誌、大型活字図書等の充実を図り、引き続き郵送配本サービスや自動車文庫を実施します。</li> <li>・手話通訳者の設置や手話通訳者・奉仕員、要約筆記奉仕員の派遣により、聴覚障害のある人のコミュニケーションの確保を図ります。</li> </ul> <p>(4) 交通関連施設・道路等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電車やバス等の交通機関について、障害のある人や高齢者が安心して利用できるよう、施設や設備の整備を働きかけます。</li> <li>・歩行者等の安全を確保するため、ガードレールやカーブミラー、道路照明等、設備の整備に努めます。</li> <li>・歩行者や車椅子等での移動の妨げや点字ブロック等を隠してしまうことがないように、自転車等の歩道への迷惑駐輪防止の啓発に努めます。</li> </ul> <p>(5) 障害のある人に優しい観光地作りの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害のある人に配慮した観光案内版の設置、地図・パンフレット等の作成、観光施設等の情報提供に努めます。</li> <li>・手話のできる観光ボランティアの育成等、観光地において障害のある人をサポートする人材の確保に努めます。</li> <li>・各種観光施設や観光案内所等と保健・医療・福祉の窓口の連携を図るなど、緊急時の対応が可能となる体制の整備に努めます。</li> </ul>